

新法紹介

- 1 商業秘密保護規定
- 2 20社の日本の実体組織を輸出規制リストに掲載する商務部公告、及び20社の日本の実体組織を注視リストに掲載する商務部公告
- 3 技術契約認定登記管理弁法
- 4 自動車業界における価額行為指針

1. 商業秘密保護規定

(2026年2月24日公布 2026年6月1日施行)

2026年6月1日より施行される商業秘密保護規定（以下、「本規定」という。）が、2026年2月24日に国家市場監督管理総局から公布された。

商業秘密の保護については、反不正当競争法や最高人民法院の司法解釈のみならず、国家市場監督管理総局の前身である国家工商行政管理総局により1995年に「商業秘密侵害行為の禁止に関する若干規定」（以下「旧規定」という。）が公布・施行されていたがわずか12条の短い規定であった。そのため、昨今の商業秘密の重要性と時代の変化に合わせる形で、本規定が新たに公布、施行され、旧規定は廃止されることになった。主な内容は、以下のとおりである。

- ① 保護対象：公知ではなく、商業的価値を有し、権利者が適切な秘密保持措置を講じた技術情報、営業情報などを商業秘密として保護の対象とする。本規定では「公知」の該当性判断基準時を「商業秘密の侵害行為発生時」とし、事後的に公知となった場合も保護される旨を明確にしている。
- ② 権利者による秘密保持措置：実務上、商業秘密への該当性で問題となる秘密保護措置について、秘密保持契約・契約上の秘密保持義務、関係者への秘密保持の要求、商業秘密が関わるエリアの区分管理、操作権限の階層化・暗号化・操作ログの記録・データの匿名化、商業秘密が関わるネット設備等へのアクセス・使用等の制限、商業秘密及びその媒体の区分管理、離職従業員への抹消廃棄要請などの措置を講じた場合、情報の性質等に即して合理的措置と判断される。上記措置の列挙事由は、最高人民法院の商業秘密保護に関する司法解釈と基本的に同じ

ものであるが、本規定では、国内外での遠隔地勤務が珍しくない昨今の状況を踏まえて、操作権限の階層化・暗号化・操作ログの記録・データの匿名化等の措置を新たに追加した。

- ③ 禁止行為：本規定では、商業秘密の侵害行為として、盗み、賄賂、詐欺、脅迫、電子的侵入など不正手段による取得；不正手段により取得し営業秘密を開示・使用・第三者に使用させる行為；秘密保持義務又は権利者の要求に違反して商業機密を開示・使用・第三者に使用させる行為；他人を教唆・誘導・幫助して秘密を侵害する行為等を明記した。旧規定に比べて、各行為の具体的内容を規定しており、侵害行為の判断に資するものとなっている。
- ④ 合法的例外：本規定では、独自の開発、リバースエンジニアリング、合法的ルートでの取得、法に基づく当局への適法な情報開示については、不正当な侵害行為に該当しないものと定める。なお、本規定では、退職した従業員が在籍中に蓄積した一般的知識、技能、業界経験等を用いて業務を行うことも該当しない旨を明記した。そのため、企業としては、「商業秘密」と「一般知識や技能」の線引きを明確にする努力が求められることになる。
- ⑤ 権利侵害の推定及び立証責任の転換：本規定では、被疑侵害者の使用する情報と権利者が主張する商業秘密が実質的に同一であり、かつ被疑侵害者が商業秘密を取得できることを示す証拠がある場合、行政機関は、合法的な取得若しくは例外に該当する証拠が提示されない限り、商業秘密の侵害を認定できる旨を定める。当該規定は、反不正当競争法でも導入された推定と立証責任の転換ルールを行政機関による認定構造にも採用したものと考えられる。
- ⑥ 域外適用：本規定では、中国国外での商業秘密の侵害に

対して反不正競争法及び本規定が適用される余地を明記している。本条項については、あくまで国内市場競争秩序が混乱し、かつ国内事業者の合法的権益の侵害の存在を条件とするものの、注目する必要がある規定と思われる。

⑦ 侵害責任：侵害行為に対しては、以下のような責任が定められた。

- ア 行政的責任：最高500万円の罰金、違法所得の没収
- イ 民事責任：損害賠償、故意侵害の場合は懲罰的賠償の適用
- ウ 刑事責任：情状が重大な場合、犯罪として刑事責任の追及

2. 20社の日本実体を輸出規制リストに掲載する商務部公告、及び20社の日本実体を注視リストに掲載する商務部公告

(2026年2月24日公布 2026年2月24日施行)

2026年2月24日に、商務部より、日本の軍事力強化に関与する20社の日本の実体組織を輸出管制対象リストに入れたことが決定された。輸出事業者が当該20社に対して両用物項を輸出することが禁止され、外国の組織及び個人が中国産の両用物項を当該20社に譲渡し又は提供することが禁止されている。

更に、上記20社とは別に、両用物項の最終利用者及び最終用途の確認ができない20社の日本の実体組織を注視リストに入れることが決定された。輸出事業者が上記注視リストに掲載された実体組織に対して両用物項を輸出する場合、汎用許可を申請すること、又は登録・情報登録の方式により輸出許可書を取得することが禁止された。単品輸出許可を申請する際には、注視リストに掲載された実体に関するリスク評価報告書を提出する

とともに、両用物項を日本の軍事力強化に資する一切の用途に使用しないことに関する書面による誓約書を提供しなければならない。商務部は、注視リストに掲載された実体に対する両用物項の輸出について、その他の企業向けの輸出に比べ、相対的に厳格な最終利用者及び最終用途審査を実施するものと予想される。

3. 技術契約認定登記管理弁法

(2026年1月12日公布 2026年1月12日施行)

技術開発契約、技術譲渡契約、技術ライセンス契約、技術コンサルティング契約及び技術サービスの5類型が適用対象である。原則として売主側が登記し、輸入契約の場合は中国国内の買主が登記の申請をすることになる。主管当局は、性質、類型、技術取引額を確認し、登記証明を交付する。登記証明は税優遇・科学技術政策に基づく各種の優遇措置を受ける際に使用でき、実務上、日系企業が各種優遇措置を受ける際に検討することが多い。

4. 自動車業界における価額行為指針

(2026年2月11日公布 2026年2月11日施行)

自動車業界における価格協調、不当廉売、価格詐欺などを禁止し、製造から販売・サービスまでの一貫した適正な価格行動とコンプライアンス体制の整備を求めるものである。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込✉メールアドレス：info_china@ohebashi.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。